

[新] 第12条 思いを自由にあらわす権利

子どもの権利プロモーター講座
基礎コース 第3日(2025.4.4)

定者 吉人

日本語訳について

公式文(英文)、政府訳と対象しながら私の訳を読んでいます。

私の訳の全文(PDF)は[こちら](#)。

第12条第1項

【定者の訳】

日本は、子どもが、自分に関係がある、あらゆることについて、自分のやり方で自由に、その思いをあらわす権利を実現しなくてはならない。また日本は、子どもがあらわした思いを重く受け止めなければならない。

【政府訳】

1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童が**その児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する**。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って**相応に考慮される**ものとする。

【英文】

1. States Parties shall assure to the child who is capable of forming his or her own views the right to express those views freely in all matters affecting the child, the views of the child being given due weight in accordance with the age and maturity of the child.

用語

- capable of forming his or her own views 自分の思いを持つことができる←これに対して、子どもの権利員会は赤ちゃんのviewsを認める。そこでこの部分を無視することにする。
- shall assure 実現しなければならない
- express those views freely 自分のやり方で自由にあらわす。いつ、どのように表すかは、その子どもの自由
- in all matters affecting the child 自分に影響がある、あらゆることについて

用語2

- given due weight—重く受け止める
- in accordance with the age and maturity 子どもの年齢や成長に応じてふさわしく←年齢が若かったり、成長が十分でなければ軽くあつかうという意味か？そうではないだろう。この部分も無視して訳すことにする。(現実には、多くの法律でこの表現が使われ、子どもの思いを軽く見てもよいとの誤解を生んでいる。)

法律の例

- **児童福祉法** 第2条第1項 「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。
- **こども基本法** 第3条第2号 「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」
- **こども家庭庁設置法** 第3条第1項 「…こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し…」

第12条第2項

【定者の訳】

子どもは、裁判所での手続や国や地方自治体など行政機関での、自分に関係がある、あらゆる手続において、自分で、または代弁者を通じて、思いをあらわす機会を与えられなければならない。

【政府訳】

2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる。

2. For this purpose, the child shall in particular be provided the opportunity to be heard in any judicial and administrative proceedings affecting the child, either directly, or through a representative or an appropriate body, in a manner consistent with the procedural rules of national law.

用語3

- in any judicial and administrative proceedings affecting the child—自分に関係のある、あらゆる手続きにおいて
- shall be provided the opportunity to be heard 思いをあらわす機会を与えられなければならない
- either directly, or through a representative 自分で、または代弁者を通じて

第12条の意義

- 第12条第1項は、子どもが自分に関係することについて思うことを実現させるため、自分のやり方で自由に、その思いをあらわす権利を保障する規定。
 - 子どもを単なる保護対象ではなく、自己の思い、考え、感情を持ち、自己実現をめざす主体として位置付けている。
- 第12条第2項は、多様な場面で第1項を実践することを求めている。
 - 司法、行政のほか、家庭や学校など、さまざまな場面で子どもが思いをあらわし、その思いが反映される仕組みを整える必要がある。

第13条

【定者の訳】

子どもには、表現の自由がある。どんな情報であっても、それを受け取る権利があるし、どんな情報であっても、それを他の人に伝える権利がある。

【政府訳】

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - (a) 他の者の権利又は信用の尊重
 - (b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

【英文】

1. The child shall have the right to freedom of expression; this right shall include freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds, regardless of frontiers, either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of the child's choice.

2. (略)

用語

- freedom to seek, receive and impart information and ideas of all kinds あらゆる情報やアイデアを探し、受け取り、与える自由
- either orally, in writing or in print, in the form of art, or through any other media of the child's choice 話したり書いたり印刷したり、そのほか、その子どもが好きな方法で

第12条と第13条の違い

第12条は自分に関わることに変化をもたらそうとして働きかける場面で用いる。参加する権利と呼ばれることもある。

第13条は、必ずしもそのような場面に限られない。

日本で12条がどこまで実現されているかを
最終所見から確認する

2004年の最終所見(第2回)

The Committee reiterates its concern that respect for the views of the child is not fully implemented in practice. In particular, traditional attitudes in society and certain legal provisions (such as high age limits for hearing children in proceedings) continue to restrict children's right to be heard.

委員会は、子どもの意見の尊重が実践において十分に実現されていないという懸念を改めて表明する。とりわけ、社会における伝統的な態度や(一部の法手続における年齢制限のような)法的規定が、子どもが思いをあらわす権利を引き続き制限している。

2010年の最終所見(第3回)

The Committee reiterates its concern that respect for the views of the child is not fully implemented in practice. ..

the Committee recommends that the State party strengthen measures to promote the rights of the child to express his/her views fully in all matters affecting him/her in all contexts, including at school and in other children's institutions, in the family, in the local community, in courts and administrative bodies and also in policy-making processes.

委員会は、子どもの思いに敬意を払うことが十分に実現されていないとの懸念を改めて表明する。..委員会は日本に対し、学校その他の児童施設、家庭、地域社会、裁判所、行政機関、および政策立案過程を含む、あらゆる場面で、子どもが、自分に影響するすべてのことについて十分に思いを表わす権利を促進する措置を強化するよう..勧告する。

2019年の最終所見（第4回・第5回）

the Committee remains seriously concerned that the right of children to express their views freely in all matters affecting them is not respected. ••

Committee urges the State party to assure to any child who is able to form views the right to freely express those views, without age limitations, in all matters affecting the child, and that due weight be given to the child's views, while providing safeguards against intimidation and punishment of a child.

委員会は、子どもが自己に影響があるあらゆる事柄について自由に思いをあらわす権利が尊重されていないことを依然として深刻に懸念する。••思いをあらわしたことで子どもが脅しや罰を受けることがないよう保護しつつ、学校その他の児童施設、家庭、地域社会、裁判所、行政機関、および政策立案過程など、あらゆる場面で、子どもが年齢にかかわらず、自分に影響するすべてのことに十分に思いをあらわすことができるよう、その権利を促進する措置の強化を••勧告する。

家庭における権利の実現

実情

- **進路選択や学びの強制**：中学・高校進学や将来の進路について、親が子どもの意思より自分の希望を優先し、一方的に方向づけるケース。例えば子どもが望む学校や職業よりも親の考える「安定した道」を押し付けたり、習い事や塾通いを子どもの思いに反して強制することなど。
- **一方的な生活習慣やルール**：就寝時間・スマートフォン利用時間・服装など日々の生活規則において、親が一方的に決めつけ子どもの思いを考慮しないなど。
- **叱責やしつけ**：親が子どもの話を最後まで聞かず「黙りなさい」「親の言うことに従え」と押さえつけてしまうなど。

背景要因

- 伝統的な家族観・教育観 子どもは親を尊敬し服従するべきとする風潮から、親に異を唱える子どもを「わがまま」「生意気」と捉える
- 親の「善意」—「子どものためを思って」決定している
- 「親の方が経験があり正しい判断ができる」「子どもは何も分かっていない」という無意識の前提
- 親自身が経済的不安や長時間労働などで心身に余裕がなく、子どもの話に十分向き合えない

家庭で子どもの思いを受け止めるには

- 日常的に子どもが思いをあらわす場をつくり、習慣化する。親が子どもに、「あなたの思いを聞かせて」と明確に伝えることで、子どもも素直に思いをあらわしやすくなる。
- 子どもの思いを聞く際には頭ごなしに否定せず最後まで傾聴する。
- 子どもが安心して思いを表すことができるよう、子どもが親に反対の思いや不満を述べた際に、感情的に叱りつけたり罰を与えたりしない。
- 子どもが親に直接言いにくいことは、第三者(祖父母、家族ぐるみで付き合いのある友人など)を通じて親に伝えるなど工夫する。

学校における権利の実現

実情

- 校則(学校生活のルール): 例えば髪の毛の色を黒と指定して生まれつき髪が茶色い生徒に黒染めを強要したり、過剰に細かく着用する服を定めるなどのいわゆるブラック校則が、問題とされつつもなくなるらない。
- 授業内容や学校行事などについて、生徒が意見を述べる機会はほとんどない。
- いじめにつき被害生徒の訴えが真摯に受け止められず深刻化したり、生徒と教師のトラブル(体罰やハラスメント等)でも、生徒の訴えより教師側の言い分が優先され、子どもの感じた苦痛が軽視される。

生徒は「伝えても無駄」「言えばかえってにらまれる」と萎縮し、子どもは学校に対し無力感を抱く。

背景要因

- 日本の学校運営は長らく「教師＝指導者、児童生徒＝従う者」というヒエラルキー構造を前提としてきた。一戦前からの教育観や集団主義的風土に根ざす。
- 生徒が学校運営や教師の言動に異議を唱えたり意見を述べたりすることは規律を乱す行為とみなされがち。
- **多忙な学校現場では子どもの声より円滑な運営が優先。**
- 文科省も長い間、学校に子どもの権利条約の理念を反映しようと取り組まなかった。←ようやく2022年、生徒指導提要(ガイドライン)を改訂し、生徒の意見尊重や校則の見直しに生徒を関与させる重要性に言及するようになった。

学校で子どもの思いを受け止めるには

- 制度改革:校則の制定・改廃プロセスに生徒の参画を義務付ける、教師には直接言いにくい思いを届ける手段として、匿名の「生徒意見箱」を設置し、寄せられた意見・要望に対しては校内掲示や集会で回答する。
- 意識改革:教職員研修に子どもの権利条約の内容を盛り込み、教職員が条約の理念を理解し、ファシリテーターとして子どもの声を引き出し受け止める役割を担う。
- 生徒が思いをあらわす際には、教師自身がそれを歓迎する姿勢を明確に示す。子どもが意見を言った際には頭から否定せず一度受け止める「傾聴の姿勢」を持つ。

日本の取り組みの現段階

児童福祉法改正とこども基本法の制定

○ 児童福祉法改正（2016年）

国連子どもの権利委員会の勧告を踏まえ、子どもの「思い」を尊重する原則が児童福祉法第2条に明文化された。

○ こども基本法の制定（2022年）

こども基本法が制定され、**第3条に、国や地方公共団体などのこども施策の基本理念の一つとして、子どもの『思い』を聴き尊重することが明記**され、

さらに第11条に、国及び地方公共団体は 施策に子どもの思いを反映すること、と書き込まれた。

こども基本法の条文

- 第3条第2号 「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」
- 第11条 「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」

児童福祉法改正で子どもの意見表明等の尊重

○意見表明等聴取と意見表明等支援（2024年4月から）

前者は、一時保護所、里親、児童養護施設などで生活する子どもの、措置についての「思い」を職員が聴く制度。

（児童福祉法第33条の3の3、同第33条の4）

後者は「法で定める一定の児童につき、一定の場面で、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。」

（児童福祉法第6条の3第17項）

意見表明等支援制度の課題

意見表明等支援者の中立性と独立性の欠如

- 多くの自治体では児童福祉の専門職や施設職員が意見表明の支援にあたっているが、これらの支援者は子どもの処遇を決定する側に属することが多く、子どもにとって安心して話せる存在とは限らない。

子どもの意思決定支援の視点が不十分

- 意見表明支援が単なる「聞き取り」で終わり、子どもが自分の言葉で考え、表明するプロセスが十分に支えられていない。
- 特に障害のある子どもや、発達段階が幼い子どもに対する理解の補助や言語以外の表現手段の保障が不十分。

独立アドボケイトの必要性

意見表明等支援者の中立性と独立性の欠如

- 独立アドボケイトは処遇決定から独立した立場で、子どもと一対一の関係を築き、子どもが安心して思いをあらわすことができる環境を作る。特に、保護者や職員に不信感を持つ子どもにとって、唯一の味方になりうる。

子どもの思いの制度的反映を担保

- アドボケイトは単に子どもの意見を聴くだけでなく、それを必要な場（例：ケース会議や家庭裁判所）に届ける役割も担う。

日本における独立アドボケイト導入の課題

法制度の整備不足

- 現行の児童福祉法には、**独立アドボケイトの制度的規定がなく**、役割や資格、設置主体などが不明確。

財政・人材確保の課題

- 独立性を担保しつつ、**安定した配置**を実現するには、自治体とは異なる中間支援組織やNPOなどの関与が必要。
- 専門的な研修を受けたアドボケイト人材の養成・確保と、持続的な財政支援が不可欠。

「子どもの参加」から「子ども発」へ

子どもの権利条約第12条は「子どもの参加」のための条文として引用されることがある。
しかし、「参加」という言葉は、大人が場を設定し子どもが呼ばれて加わる、大人の決定に子どもが「意見する」、子どもをおとなの「協力者」「協議対象」と位置づける、など、子どもの主体性を限定しかねない。

ロジャー・ハートの「子どもの参加のはしご」

1. Manipulation (操作)
2. Decoration (飾り)
3. Tokenism (名ばかりの参加)
---(ここまでが「非参加」)---
4. Assigned but informed (子どもが自らの意思ではなく、企画や活動に割り当てられて参加。情報は与えられている)
5. Consulted and informed (相談され、情報も与えられている)
6. Adult-initiated, shared decisions with children (大人が始め、子どもと共有して決定)
7. Child-initiated and directed (子どもが主導し方向づけ)
8. Child-initiated, shared decisions with adults (子どもが主導し、大人と共に意思決定)

子どもの参加に必要な9つの要素(一般的意見第12号)

要素	英語(原文)	説明(要約)
① 明確な目的	Transparent and informative	子どもに対して参加の目的や内容をわかりやすく説明すること。
② 自発的な参加	Voluntary	子どもが無理に参加させられるのではなく、自ら望んで参加できること。
③ 子どもに適した方法	Respectful	子どもの年齢や発達、文化的背景に配慮した形で行われること。
④ 子どもにわかりやすい情報	Relevant	十分な情報が、子どもに理解できる方法で提供されていること。
⑤ 包括的であること	Inclusive	あらゆる子ども(障害、言語、ジェンダーなど問わず)が参加できること。

(続き)

⑥ 安全で支援された環境

Supported by training

子どもも大人も参加に必要なスキルや知識を学べるよう支援があること。

⑦ 子どもが意見を言いやすい雰囲気

Safe and sensitive to risk

心理的にも身体的にも安全が保障された空間であること。

⑧ 子どもの意見が影響を持つ

Accountable

子どもの意見が実際に意思決定に影響し、結果が説明されること(フィードバック)。

⑨ 継続的な関与が可能

Ongoing

一度きりではなく、継続して関与できる機会があること。

意味ある参加モデル (Meaningful Participation Model)

子ども・若者が、その年齢や能力に応じて、十分な情報を得た上で、自発的かつ責任ある形で、意思決定に影響を与えられるような参加のあり方を保障する考え方。

要素

内容

透明性と情報提供	参加の目的やプロセスについて、子どもが理解できる言葉で説明される
自発性と自由意思	参加するかどうかは、子どもが自分で選べる
インクルーシブで公正	年齢、性別、障害、文化的背景などにかかわらず、すべての子どもが参加できる
安全で支えられた環境	意見を安心して述べられ、心理的・社会的に支えられている
意見の尊重と反映	子どもの声が実際の決定に反映され、その結果が説明される(フィードバック)
継続性	一回きりで終わらず、継続的に関わるしくみがある

こども家庭庁のガイドライン

こども家庭庁は2024年6月に、各府省庁や地方自治体の職員を対象に「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」を策定した。主な内容は、

1. 意見反映の意義と背景：

- こども・若者の意見を聴くことの重要性や、こども基本法が定める基本理念について解説している。

2. 意見反映のプロセスと進め方：

- こども・若者の意見を聴取し、政策に反映させるまでの具体的な手順や方法を示している。
- 意見を聴く際の留意点や工夫、事例なども紹介している。

ガイドラインで強調されている要素

ガイドラインでは、以下のような要素が強調されている。

- **子どもの意見表明権**の保障(こども基本法・CRC第12条)
- **子どもの意見を政策に反映**するための丁寧な手順
- **年齢や発達**の程度に応じた方法 で意見を聴く
- 意見を「聞くだけ」で終わらず、**どのように反映したかを説明する** 重要性(フィードバックの義務)
- **子どもの意見表明に向けた環境整備**(信頼関係、安全な場)

子ども参加の再定義の提案

「参加(participation)」という言葉は、語源的にも実務上も「すでに誰かが決めた場に入ること」というニュアンスが強く、子どもの主体性を見えにくくしてしまう可能性があります。

そこで、子どもの参加を次のように再定義することも考えられる。

- 「子どもの主体的関与(child-led engagement)」
- 「子どもが共に創る(co-creation with children)」
- 「子どもが声を上げ、社会に関わる権利の行使」

そもそも「参加」ではなく「子ども発」へ

- 子どもは既存の場に加わる者ではなく、**場を「生む」存在**。
- 「おとな発」の政策や場づくりではなく、「こども発」で、社会をつくる。

おわり